

令和4年12月23日

市内介護保険事業者

市内有料老人ホーム事業者（サービス付き高齢者向け住宅を含む） 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

令和4年11月29日事務連絡「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の開始と岐阜県による光熱費高騰対策事業について」において、岐阜県が新しく「岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金（以下、県支援金）」を創設する予定（12月県議会にて補正予算措置）であることから、11月29日より市が開始した「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業（以下、市支援金）」については、一旦その申請をお待ち頂くようお願いしたところですが、12月22日に県支援金の詳細が発表されましたので、以下ご確認の上、必要なご申請をお願いします。

県および市の支援制度の両方にご申請を頂く事は可能ですが、市へのご申請は、県の支援金額を差し引いた額をご申請頂く形（差額が0円以下の場合、今回の市支援金対象外）になりますのでご注意ください。

また市支援金については、県支援金より先の令和5年1月末迄（郵送の場合、当日消印有効）が申請期限となっておりますので、お早目のご申請をお願いします。

【岐阜県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金の概要】

1. 対象事業者

- 入所系施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（みなし指定を除く。）、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 通所系施設：通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

